主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件上告理由は末尾添付の別紙記載のとおりであるが、論旨はすべて原審の自由裁量に属する事実の認定、証拠の取捨判断を非難するものであつて、上告適法の理由とならない。

よつて本件上告を理由なしとし民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第八九条により主文の如く判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二四年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	11	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穗	積	重	读